

令和3年9月10日

学生各位

学生担当副学長

太田 圭

## 緊急事態宣言発令継続に伴う課外活動の自粛について(要請)

前回の通知以降、本学では課外活動に関連した感染拡大はありません。

これは学生の皆さんの感染防止対策へのご協力の賜物です。ここに深く感謝いたします。

さて、皆さんもご存知の通り、「緊急事態宣言」が9月30日まで延長となりました。また、茨城県による県独自の非常事態宣言も継続することから、本学では8月19日付の課外活動に関する自粛要請を継続します。

皆さんには、まだ我慢を強いる状況が続くこととなりますが、一人ひとりが自覚を持ち、感染防止対策の徹底をお願いします。

◆本学での感染例：マスク未着用、会食(個人宅、レストラン等)、カラオケ、部屋に集まったのゲーム など。

※網掛け部分が8月19日付副学長通知からの変更箇所。

### 1. 自粛を要請する期間 : 8月20日(金)から9月26日(日)まで

※県からの要請に変更があった場合の取り扱いについては改めて通知します。

### 2. 自粛を要請する活動 : 全ての団体活動について自粛を要請します

茨城県からの要請「部活動は全面禁止」を受け、全ての団体活動について自粛を要請します。

なお、本学では課外活動を教育の一環と考えており、文部科学省の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(R3. 8. 17付)を踏まえ、大会等への参加に向けて必要不可欠な活動については、以下の全ての感染拡大防止策を順守することを条件に認めます。

- ・顧問教員が責任を持ち、現場における顧問教員の管理の下、感染防止対策を確実に実行すること
- ・可能な限り、PCR検査等により陰性を確認した上で活動すること
- ・学内施設のみでの活動であること
- ・団体構成員のみの活動であること(学外者と接する活動は自粛)

### 3. 特例措置の対象の活動

○学外団体が感染防止対策に責任を持って開催する大会等への参加(公式戦・各種大会等)

\*「学生団体学外行事届」を提出すること。なお、宿泊を伴う場合は、「筑波大学課外活動における団体活動開始ガイドライン」及び「課外活動制限下における団体活動に関する申合せ」に基づく特例申請による許可が必要。

\*大会等が開催される自治体の要請(県境を越える移動の制限等)に従うこと。

※茨城県からの要請[R3. 9. 9付] (抜粋)

○部活動は全面禁止

[参考]

○[「筑波大学課外活動における団体活動開始ガイドライン」](#)

○[「課外活動制限下における団体活動に関する申合せ」](#)

担当：学生部学生生活課課外教育担当

Tel：029-853-2248、2247

E-mail：gk-kagai@un.tsukuba.ac.jp